

環境インフォメーション

野外焼却（野焼き）は禁止されています

ごみを焼却するために、ドラム缶や簡易焼却炉を使用したり、地面を掘って焼却したりすることは、法律により禁止されていて、違反すると厳しく罰せられます。ごみを燃やすと火災発生の原因となるばかりでなく、煙やにおいによって気分が悪くなったり、洗濯物や布団が汚れたり、においがついたりするなど周囲の迷惑になります。

また不完全燃焼により、ダイオキシンなどの有害物質が発生するおそれがありますので、野外でのごみの焼却は行わないでください。



■野焼き禁止の例外規定（抜粋）

- ①国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な焼却行為
- ②震災・風水害・火災・どうそうかい凍霜害その他の災害の予防・応急対策又は復旧のために必要な焼却行為
- ③風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却行為
（例：塔婆の供養焼却等）
- ④農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却行為
（例：害虫駆除のための稲わら、あぜ草の焼却）

⑤キャンプファイヤー、バーベキューなど屋外レジャーにおいて行われる軽微な焼却行為

※例外的に認められているものを焼却する場合でも、煙やにおい等が出ますので、隣近所の迷惑にならないよう十分注意してください。

■問い合わせ■

環境課 環境推進グループ ☎52-1111（内線123）

各総合支所 市民福祉課（代表）

山方 ☎57-2121 美和 ☎58-2111 緒川 ☎56-2111 御前山 ☎55-2111



スポーツクラブひたまる 25 情報局 Vol.5

このクラブの活動方針は“楽しさの囲い込みをしない”ことです。

スポーツをしたいけれども既存の団体に加入し難いとお悩みの方は、ぜひスポーツクラブひたまる25のクラブ活動を体験してみてください。入会するまでは見ず知らずだった会員同士が、楽しく交流しています。常時会員募集中です。毎週火曜日と金曜日13時から17時まで、旧大場小学校校舎にクラブマネージャーが常駐しています。



■問い合わせ■ スポーツクラブひたまる25マネージャー・小室 ☎080-5075-3921